

パブリック・コメント手続（意見募集）

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び同条例施行規則中の一部改正について

意見募集期間

令和2年（2020年） 令和2年（2020年）

4月7日（火）～5月7日（木）

お問い合わせ先：資源循環部資源循環推進課  
電話 046-822-8458（直通）

横 須 賀 市



## パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめるため、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

# 意見の提出方法

1 提出期間 令和2年(2020年)4月7日(火)から同年5月7日(木)まで

2 提出先 横須賀市資源循環部資源循環推進課浄化槽指導係

3 提出方法

○ 次のいずれかの方法で提出してください。

(1) 直接持ち込み

- ・ 資源循環部資源循環推進課(横須賀市役所1号館5階3番窓口)
- ・ 市政情報コーナー(横須賀市役所2号館1階34番窓口)
- ・ 各行政センター

(2) 郵送

〒238-8550 横須賀市小川町11番地 資源循環部資源循環推進課

(3) ファクス 046-823-0865(資源循環部資源循環推進課)

(4) 電子メール legu-le@city.yokosuka.kanagawa.jp(資源循環部資源循環推進課)

4 注意事項

○ 書式は特に定めておりませんが、日本語で提出してください。

○ 提出に当たっては、住所及び氏名を明記してください。市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

(1) (市内在勤の場合) 勤務先名・所在地

(2) (市内在学の場合) 学校名・所在地

(3) (本市に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項

(4) (本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを証する事項

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。  
いただいたご意見とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後に公表いたします。

# 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び同条例施行規則中 の一部改正（案）の概要

## 1 意見募集の趣旨

### （1）条例及び施行規則改正の背景

浄化槽の維持管理については、浄化槽管理者（設置者）が、浄化槽の保守点検を行う義務を有するとともに保守点検を、保守点検業者に委託できるようになっています。

また、保守点検業者は、「浄化槽管理士」の資格を有する者に、保守点検の業務に従事させなければならないことになっています。

近年の社会的な要請から、浄化槽は、処理性能の向上、コンパクト化に伴う技術の高度化が進み、保守点検についても新たな知識や実務上の技術の習得が必要となっています。

このため、浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第 40 号、以下「改正法」という）が令和元年 6 月に採択され、令和 2 年 4 月 1 日から、従前浄化槽保守点検業者の登録制度を規定していた都道府県（保健所設置市を含む）の条例内に「浄化槽管理士に対する研修の機会の確保」を追加することになります。

### （2）改正の方針

本市では、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年条例第 32 号、以下「条例」という）を定めているため、同条例及び同条例規則（以下「規則」という）を改正して、改正法に対応する必要があります。

この改正により、浄化槽保守点検業者に属する浄化槽管理士に対して、新たな義務・負担を課すため、パブリック・コメント手続を実施します。

## 2 改正案の概要

### （1）条例の改正

保守点検業者の義務として、条例第 10 条の「遵守事項」に、「浄化槽管理士に対して、研修の機会を与え、浄化槽に関する維持管理技術の質を確保すること」を追加することとします。

### （2）規則の改正

条例第 3 条では保守点検業者が登録申請時に、「規則で定める図書を添付した申請書を市長に提出しなければならない」と規定しており、その添付図書の具体的な内容

は、規則第1条第2項で規定しています。

このため、同項に、「研修の機会の確保に関する計画を記載した書類」と「研修を受講した結果を示す書類」を追加することとします。

### 3 今後のスケジュール

- ・令和2年4月～5月      パブリック・コメント手続実施
- ・令和2年5月              条例改正案の作成
- ・令和2年6月定例議会   条例改正議案提出
- ・令和2年7月～9月      浄化槽保守点検業者への周知
- ・令和2年10月1日        施行予定